

箱根町の入湯税の状況

資料 4

1 入湯税の概要

区 分	内 容								
入湯税とは	入湯税は、鉱泉浴場における入湯行為に対して入湯客に課税するものです。								
入湯税の納税義務者は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の納税義務者は、鉱泉浴場における入湯客です。 鉱泉浴場とは、原則として温泉法で規定する温泉を利用する浴場をいいますが、同法の温泉に類するもので鉱泉と認められるものを利用する浴場等、一般的に鉱泉浴場と認識されるものも含まれます。 								
入湯税の税率は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税の税率は、地方税法により入湯客1人1日について、150円を標準とするものと定められています。 入湯税は、その市町村の財政事情により標準を超える税率、またはそれを下回る税率を条例で定めることができます。なお、制限税率^{※1}は定められていません。 ※1 制限税率=標準を超えて税率を定める場合の上限となる税率 <p>本町の入湯税の税率</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th style="background-color: #cccccc;">区 分</th> <th style="background-color: #cccccc;">税 率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>宿泊を伴うもの（宿泊客）</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>宿泊を伴わないもの（日帰り客）</td> <td>50円</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	税 率	宿泊を伴うもの（宿泊客）	150円	宿泊を伴わないもの（日帰り客）	50円		
区 分	税 率								
宿泊を伴うもの（宿泊客）	150円								
宿泊を伴わないもの（日帰り客）	50円								
入湯税の使い道は	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税は地方税法に定められる目的税^{※2}で、鉱泉浴場所在の市町村において、観光の振興（観光施設の整備を含む）に要する費用、また、環境衛生施設、鉱泉源の保護管理施設及び消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用に使われます。 ※2 目的税=その税の収入を充てる支出目的が特に定められている税 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="background-color: #cccccc;">主 な 使 い 道</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (1) 観光の振興に要する費用 ① 観光宣伝事業 ② 観光調査事業 </td> <td style="vertical-align: top;"> (4) 消防施設等の整備 ① 消防自動車の整備 ② 消防通報等装置類 ③ 消防水利（防火水槽・消火栓） ④ 消防庁舎など </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (2) 観光施設の整備 ① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備 ② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備 ③ 観光駐車場等の交通設備の整備 </td> <td style="vertical-align: top;"> (5) 鉱泉源の保護管理施設の整備 ① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備 ② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備 </td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;"> (3) 環境衛生施設の整備 ① 一般廃棄物処理施設の整備 ② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備 ③ 簡易水道及び上下水道の整備 ④ 廃棄物運搬用の機械化用具など </td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	主 な 使 い 道		(1) 観光の振興に要する費用 ① 観光宣伝事業 ② 観光調査事業	(4) 消防施設等の整備 ① 消防自動車の整備 ② 消防通報等装置類 ③ 消防水利（防火水槽・消火栓） ④ 消防庁舎など	(2) 観光施設の整備 ① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備 ② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備 ③ 観光駐車場等の交通設備の整備	(5) 鉱泉源の保護管理施設の整備 ① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備 ② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備	(3) 環境衛生施設の整備 ① 一般廃棄物処理施設の整備 ② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備 ③ 簡易水道及び上下水道の整備 ④ 廃棄物運搬用の機械化用具など	
主 な 使 い 道									
(1) 観光の振興に要する費用 ① 観光宣伝事業 ② 観光調査事業	(4) 消防施設等の整備 ① 消防自動車の整備 ② 消防通報等装置類 ③ 消防水利（防火水槽・消火栓） ④ 消防庁舎など								
(2) 観光施設の整備 ① 休息所、展望台、遊歩道その他園地施設の整備 ② 総合運動場、テニスコート、プール等の運動設備の整備 ③ 観光駐車場等の交通設備の整備	(5) 鉱泉源の保護管理施設の整備 ① 鉱泉源涵養及び鉱泉源汚染防止のための施設整備 ② 鉱泉集中管理のために必要な施設整備								
(3) 環境衛生施設の整備 ① 一般廃棄物処理施設の整備 ② 公衆便所、公衆ごみ容器の整備 ③ 簡易水道及び上下水道の整備 ④ 廃棄物運搬用の機械化用具など									

箱根町の入湯税の状況

区 分	内 容							
入湯税の税率等の 地方税法改正経緯	<ul style="list-style-type: none"> 入湯税は、昭和25年度に制定された現行の地方税法で定められて以来、次のとおり標準税率の引上げや使い道が追加されてきました。 							
	区 分	昭和25年度	昭和28年度	昭和32年度	昭和46年度	昭和50年度	昭和52年度	平成2年度
	税 率	10円	20円		40円	100円	150円	
	使 用 道			観光施設・環境衛生施設の整備に要する費用	[追加] 消防施設その他消防活動に必要な施設の整備に要する費用		[追加] 鉱泉源の保護管理施設の整備に要する費用	[追加] 観光の振興に要する費用
	備 考	普通税に定められる		目的税に改正				
	改正日	昭和25年9月1日	昭和28年8月13日		昭和46年4月1日	昭和50年4月1日	昭和53年1月1日	

箱根町の入湯税の状況

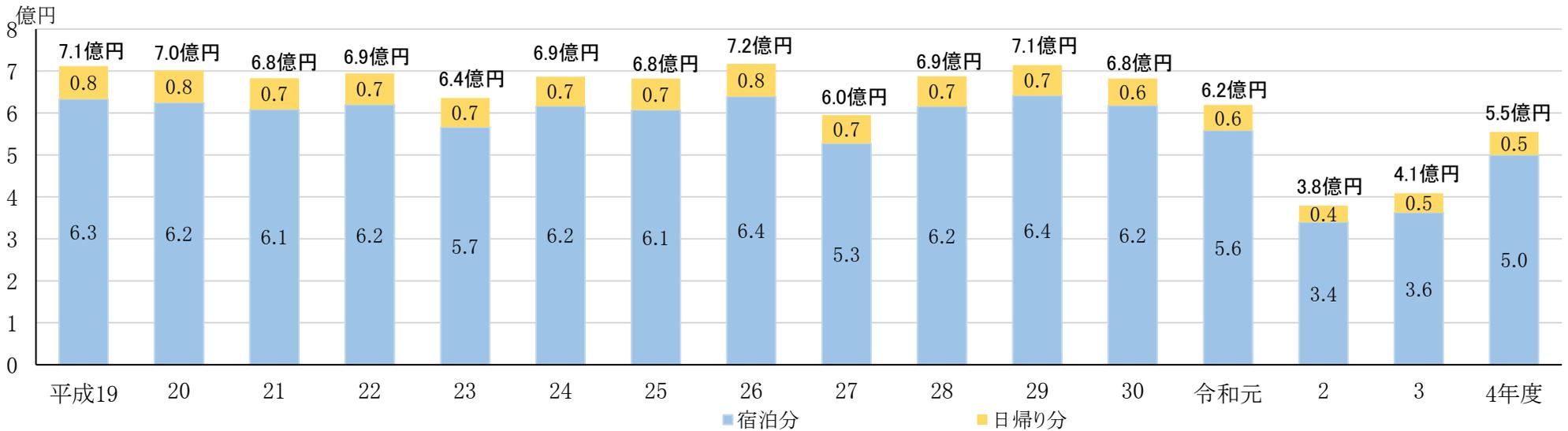
2 調定額の推移（平成19～令和4年度）

単位：億円

科目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
入湯税	7.1	7.0	6.8	6.9	6.4	6.9	6.8	7.2	6.0	6.9	7.1	6.8	6.2	3.8	4.1	5.5
(増減率)	—	▲ 1.1	▲ 2.7	1.4	▲ 8.5	8.0	▲ 0.4	4.9	▲ 17.0	15.5	3.9	▲ 4.2	▲ 9.4	▲ 38.9	7.9	35.7
宿泊分	6.3	6.2	6.1	6.2	5.7	6.2	6.1	6.4	5.3	6.2	6.4	6.2	5.6	3.4	3.6	5.0
(増減率)	—	▲ 1.1	▲ 2.8	1.8	▲ 8.7	8.9	▲ 1.5	5.2	▲ 17.4	16.7	4.2	▲ 3.7	▲ 9.6	▲ 39.1	6.8	37.7
日帰り分	0.8	0.8	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7	0.8	0.7	0.7	0.7	0.6	0.6	0.4	0.5	0.5
(増減率)	—	▲ 1.5	▲ 1.6	▲ 1.9	▲ 6.9	0.5	9.5	2.2	▲ 13.5	5.9	1.3	▲ 8.5	▲ 7.7	▲ 36.5	17.8	19.9

※増減率は、千円単位の数値をもとに計算している

出典：各年度決算概要・税務課資料



● 入湯税調定額の特徴

- 平成13年度から日帰り入湯税として50円課税しており、以降、調定額は7億円前後で推移している。
- 平成23年度は東日本大震災、平成27年度は大涌谷の火山活動活発化、令和元年度は台風19号の影響により減少した。
- 令和2，3年度は新型コロナの影響により平時の6割程度まで減少し、令和4年度時点で8割程度まで回復してきている。

※本資料では、新型コロナウイルス感染症を「新型コロナ」という。

箱根町の入湯税の状況

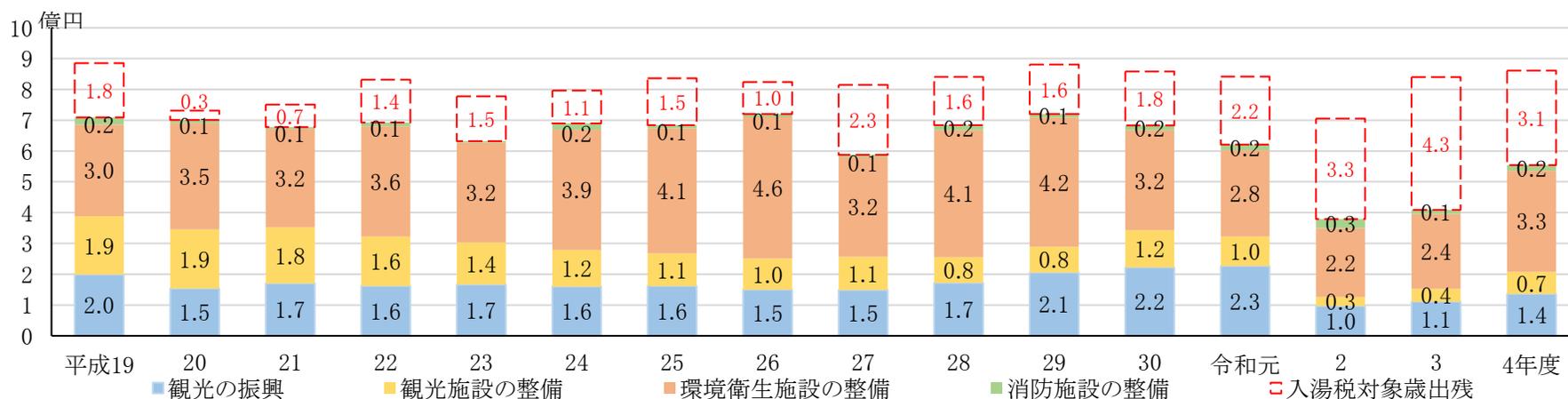
3 入湯税の使い道の推移（平成19～令和4年度）

単位：億円

科目	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度
観光の振興 ①	2.0	1.5	1.7	1.6	1.7	1.6	1.6	1.5	1.5	1.7	2.1	2.2	2.3	1.0	1.1	1.3
観光施設の整備 ②	1.9	1.9	1.8	1.6	1.4	1.2	1.1	1.0	1.1	0.8	0.8	1.2	0.9	0.3	0.4	0.7
環境衛生施設の整備 ③	3.0	3.5	3.2	3.6	3.2	3.9	4.1	4.6	3.2	4.1	4.2	3.2	2.8	2.2	2.4	3.3
消防施設等の整備 ④	0.2	0.1	0.1	0.1	0.0	0.2	0.1	0.1	0.1	0.2	0.1	0.2	0.2	0.3	0.1	0.2
計	7.1	7.0	6.8	6.9	6.3	6.9	6.9	7.2	5.9	6.8	7.2	6.8	6.2	3.8	4.0	5.5
入湯税対象歳出の残	1.8	0.3	0.7	1.4	1.5	1.1	1.5	1.0	2.3	1.6	1.6	1.8	2.2	3.3	4.3	3.1
充当割合																
観光関係(①+②)	54.5%	49.4%	51.9%	46.5%	47.8%	40.4%	39.4%	34.9%	43.4%	37.5%	40.0%	50.2%	51.9%	33.1%	37.4%	37.5%
それ以外(③+④)	45.5%	50.6%	48.1%	53.5%	52.2%	59.6%	60.6%	65.1%	56.6%	62.5%	60.0%	49.8%	48.1%	66.9%	62.6%	62.5%

※充当割合は、千円単位の数値をもとに計算している

出典：各年度決算概要



● 入湯税の使い道（推移）の特徴

- 3 ・ 本町の入湯税は「①観光の振興」、「②観光施設の整備」、「③環境衛生施設の整備」、「④消防施設等の整備」の4つの財源としている。
- ・ 「①観光の振興」以外は施設整備が対象となるため、各年度により若干の増減がある。
 - ・ 平成20年代前半までは概ね観光関係5割、環境衛生施設の整備等5割で推移していたが、平成29年度までは環境衛生施設整備費が増加したことにより4：6程度の割合に、平成30、令和元年度には同整備費の減少により5：5程度の割合となっていた。
 - ・ 令和2年度以降は新型コロナの影響により入湯税が減少した部分にふるさと納税を充当した結果、観光関係の割合が減少したため、再び4：6程度の割合となっている。

箱根町の入湯税の状況

4 入湯税の使い道（平成30・令和4年度決算）

単位：億円

項目	平成30年度					令和4年度							
	事業費 (A)	特定財源 (B)	一般財源(A-B)		入湯税対象 歳出の残	事業費 (A)	特定財源 (B)	一般財源(A-B)		入湯税対象 歳出の残	ふるさと納税		
			入湯税	構成比				入湯税	構成比				
観光の振興 ①	2.6	0.4	2.2	2.2	32.5%	0.0	2.5	0.3	2.2	1.3	24.5%	0.9	0.7
観光施設の整備 ②	1.4	0.2	1.2	1.2	17.6%	0.0	1.5	0.1	1.4	0.7	0.0%	0.7	0.6
環境衛生施設の整備 ③	5.0	0.1	4.9	3.2	47.6%	1.7	4.8	0.0	4.8	3.3	0.0%	1.5	0.0
消防施設等の整備 ④	1.1	0.9	0.2	0.1	2.3%	0.1	0.2	0.0	0.2	0.2	0.0%	0.0	0.0
計	10.1	1.6	8.5	6.7	100.0%	1.8	9.0	0.4	8.6	5.5	0.0%	3.1	1.3

出典：平成30, 令和4年度決算概要・財務課資料

5 入湯税と関連財源の使い道について

●入湯税（使い道）の特徴

項目	財源区分	入湯税					ごみ ごみ処理施設の 管理運営	ふるさと納税				
		観光振興に要する費用	観光施設の整備	環境衛生施設の整備	消防施設等の整備	鉱泉源の保護管理施設の整備		魅力ある観光地づくり	快適で安全、安心な生活環境の確保整備	健康で生き生きと暮らすための福祉の充実	子育て支援や学校教育の充実	その他（使い道の制限なし）
入湯税	目的税	●	●	●	●							
ふるさと納税	寄付金※	○	○	○	○		●	●	●	●	●	
ごみ処理手数料	特定財源			●		●						
固定資産税超過課税	普通税										●	

- 平成30年度の入湯税の使い道の詳細は、「①観光の振興」と「②観光施設の整備」は100%充当しており、「③環境衛生施設の整備」で1.7億円、「④消防施設等の整備」で0.1億円の対象歳出の残がある。
 - 令和4年度は「①観光の振興」で0.9億円、「②観光施設の整備」で0.7億円の残があるが、そのうち約9割はふるさと納税を充てている。
- 入湯税を中心に、関連する財源と使い道について整理すると、本町の場合、入湯税は、ふるさと納税、ごみ処理手数料との関連がある。
 - 観光関係の支出に対する財源は、入湯税とふるさと納税の使い道が重複する部分があるため、財源を考える際には、収入面だけでなく支出面（使い道）も含めて考える必要がある。

（凡例）●…本町の対象項目

○…入湯税とふるさと納税の重複項目

※ ふるさと納税は、使い道を指定できる寄付金であるもの

箱根町の入湯税の状況

(参考) 入湯税収入・入湯客数ランキング

X	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入	市町名	入湯税収入
1	箱根町	683,722千円	箱根町	620,737千円	箱根町	378,969千円	箱根町	408,310千円
2	熱海市	439,575千円	別府市	465,010千円	熱海市	223,670千円	別府市	259,394千円
3	札幌市	408,322千円	熱海市	464,746千円	別府市	223,249千円	熱海市	243,438千円
4	日光市	384,695千円	札幌市	387,698千円	伊東市	190,574千円	伊東市	218,140千円
5	伊東市	353,199千円	日光市	366,820千円	日光市	178,311千円	日光市	198,881千円
6	別府市	320,640千円	伊東市	342,008千円	札幌市	165,864千円	札幌市	194,320千円
7	神戸市	277,245千円	神戸市	288,325千円	神戸市	159,559千円	神戸市	186,864千円
8	高山市	245,935千円	大阪市	264,508千円	草津町	125,044千円	函館市	136,536千円
9	加賀市	233,133千円	高山市	245,368千円	那須町	121,407千円	草津町	135,909千円
10	函館市	203,679千円	函館市	236,119千円	渋川市	115,871千円	那須町	135,741千円

※別府市は令和元年度から超過課税を実施

X	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数	市町名	入湯客数
1	箱根町	5,444,757人	箱根町	4,945,980人	箱根町	3,043,144人	箱根町	3,334,861人
2	札幌市	3,187,655人	熱海市	3,078,991人	熱海市	1,509,746人	熱海市	1,632,115人
3	熱海市	2,936,007人	札幌市	3,039,340人	札幌市	1,378,243人	札幌市	1,592,707人
4	日光市	2,758,113人	日光市	2,628,751人	神戸市	1,302,594人	神戸市	1,492,566人
5	伊東市	2,321,791人	浜松市	2,477,510人	日光市	1,296,422人	伊東市	1,480,467人
6	別府市	2,220,331人	神戸市	2,337,963人	伊東市	1,283,064人	日光市	1,479,364人
7	神戸市	2,176,254人	伊東市	2,280,888人	渋川市	1,238,618人	浜松市	1,429,975人
8	渋川市	2,135,483人	別府市	2,182,469人	浜松市	1,209,100人	草津町	1,166,948人
9	草津町	1,657,689人	渋川市	2,134,780人	草津町	1,054,071人	渋川市	1,157,945人
10	仙台市	1,644,674人	草津町	1,909,370人	別府市	989,253人	別府市	1,137,425人

●入湯税収入・入湯客数ランキングの特徴

- ・上位10団体の中でも箱根町は突出しており、昭和62年度以降、1位を継続している。
- ・入湯税収入の順位と入湯客数の順位は、概ね一致するが、別府市は令和元年度から超過課税を実施したため、入湯税収入の順位が上昇している。